

引越講習（基本・管理者）の開催について

山梨県トラック協会では、引越事業に携わるトラック運送事業者の実務者に対し、「引越基本講習」と「引越管理者講習」を開催し、管理者としての必要な専門知識を身につけ、標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のため、責任と誠意を持って対応できる「引越管理者」の育成を目的に講習会を開催致します。

つきましては、引越利用者保護及び引越輸送の更なる品質向上のため、以下の通り開催いたしますので、引越業務（見積り・作業・対応・管理者）の担当者は、受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、この講習は、全日本トラック協会で平成26年度から行っている「引越事業者優良認定制度」の認定の要件の一つとなっており、3年に一回の更新が義務付けられておりますので、対象となる方は確実に受講されるようお願い致します。

記

1. 日 時 **【引越基本講習】** …令和8年11月17日(火) 10時00分～16時00分(予定)

- 【引越管理者講習】…令和8年11月18日(水) 10時00分～16時00分(予定)

※受付は両日とも9時30分から9時50分

2. 場 所 山梨県自動車総合会館 4階 大会議室 [山梨県トラック協会]

3. 内 容 基本講習：引越業界の現状について / 標準引越運送約款等の解説

- 管理者講習：引越に係るクレーム相談（全ト協に寄せられた引越相談）

- 見積、請求、延期、破損等について（個人研究・グループ討議） 等

4. 対象者【引越基本講習】…引越業務実務経験者（予定される方も含む）

- 【引越管理者講習】…平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方

※2022年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。

5. 受講申込 様式(A)引越基本講習、又は様式(B)引越管理者講習〔申込書兼受講票〕を、10月30日(金)までに山梨県トラック協会へ郵送又は窓口までお届け願います。

(両講習を受講する際には、お手数ですが (A) (B) 両方の申込書を提出して下さい。)

様式 (A) 様式 (B) は、ホームページへ掲載しております。

6. 受講料 受益者負担費用として、2,000円徴収させていただきます。

7. 受講定員 各講習会 20名（定員になり次第締め切り）